

○盛岡市新型コロナウイルス感染症芸術文化創造事業補助金交付要綱

令和2年7月10日告示第409号

改正

令和3年3月31日告示第205号

令和3年9月17日告示第482号

令和4年3月30日告示第164号

(目的)

第1 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対し、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の影響により発表の機会が減少している芸術文化団体等が芸術文化活動事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 芸術文化活動 次に掲げる活動をいう。

ア 文学、音楽、美術、工芸、写真、演劇又は舞踊に関する活動

イ 映画、漫画、アニメーション又は電子機器等を利用した芸術に関する活動

ウ 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎又は組踊に関する活動

エ 講談、落語、浪曲、漫談、漫才又は歌唱に関する活動

オ 茶道、華道、書道、方言又は食文化に関する活動

カ その他市の芸術文化の振興に資する活動として市長が認める活動

(2) 芸術文化団体等 申請のあった日から起算して過去3年以内において芸術文化活動の実績又は芸術文化活動を内容とする催しを開催した実績を有し、かつ、市の区域内に住所若しくは主たる事務所を有し、又は主たる活動拠点を有する個人又は法人その他の団体であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

ア 市税を滞納していないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

ウ 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。

エ 当該年度に当該補助金の交付を受けていないこと。

(3) 芸術文化活動事業 芸術文化団体等が市の芸術文化の振興に資することを目的として芸術文化活動を内容とする催しを開催する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

ア 市の区域内において行われる事業であること。

イ 営利活動，政治活動又は宗教活動を目的にしない事業であること。

ウ 文化祭等の学校等における教育活動の一環として行われる事業でないこと。

エ 視聴，参加，鑑賞等の対象者を限定する事業でないこと。

オ 新型コロナウイルス感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止するために必要な措置を講じている事業であること。

カ 公の秩序を乱し，又は善良な風俗を害するおそれのある事業でないこと。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は，芸術文化活動事業（当該芸術文化活動事業のうち，芸術文化活動を内容とする催しに出演又は出展をする者が，当該年度に当該補助金の交付を受けて行われる他の芸術文化活動事業（以下「他事業という」。）に係る芸術文化活動を内容とする催しに出演又は出展をする者と3分の1以上重複し，かつ，芸術文化活動の内容が，他事業に係る芸術文化活動の内容と同一又は類似のものを除く。）に要する経費のうち報償費，旅費，需用費，役務費，委託料，使用料及び賃借料，原材料費並びに備品購入費とし，これに対する補助額は，当該経費に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てた額）以内の額とする。ただし，その額が20万円を超えるときは，20万円を限度とする。

(補助の実施期限)

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は，令和4年度の末日とする。この場合において，当該補助の実施期限後に当該補助金に係る事業効果の検証を行うものとする。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は，次のとおりとする。

(1) 当該補助金に係る芸術文化活動事業の数

(2) 当該補助金に係る芸術文化活動事業の参加者数

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は，補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は，別表のとおりとする。

改正文（令和3年告示第124号抄）

令和3年2月13日から適用する。

改正文（令和3年告示第205号抄）

令和3年4月1日から施行する。

改正文（令和4年告示第164号抄）

令和4年4月1日から施行する。

別表（第6関係）

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 活動実績調書 5 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部	補助事業を開始しようとする日の14日前
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	変更しようとする日の14日前
規則第9条第2項	補助事業中止（廃止）承認申請書	1部	中止し、又は廃止しようとする日の14日前
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 出納簿 5 領収書の写し 6 事業結果の分かる書類（チラシ、写真等） 7 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部 1部 1部	事業完了後30日以内又は当該年度の3月6日のいずれか早い日
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	補助金額確定通知書の受領後14日以内
規則第21条第2項	財産処分承認申請書	1部	財産の処分をしようとする日の14日前